

東京都一時滞在施設災害時拠点強靭化緊急促進事業に関する補助金交付要綱

27 総防管第 1749 号
平成 28 年 1 月 29 日
平成 30 年 4 月 27 日 一部改正
平成 31 年 4 月 1 日 一部改正
令和 2 年 5 月 1 日 一部改正
令和 3 年 5 月 25 日 一部改正
令和 4 年 4 月 25 日 一部改正
令和 6 年 4 月 10 日 一部改正

第 1 総則

東京都一時滞在施設災害時拠点強靭化緊急促進事業に関する補助金の交付については、東京都帰宅困難者対策条例（平成 25 年 4 月 1 日施行）及び東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）並びに地域防災拠点建築物整備緊急促進事業制度要綱（令和 3 年 3 月 31 日付国住街第 222 号、国住市第 155 号）、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱（令和 3 年 3 月 31 日付国住街第 223 号、国住市第 156 号）、災害時拠点強靭化緊急促進事業補助金申請等要領（平成 26 年 4 月 1 日付国住街第 169 号）及び災害時拠点強靭化緊急促進事業ガイドブック第 8 版（令和 5 年 4 月国土交通省住宅局）に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

第 2 目的

この要綱は、大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者（東京都帰宅困難者対策条例（平成 24 年東京都条例第 17 号）第 1 条に規定する帰宅困難者をいう。以下同じ。）を受け入れるために必要となる一時滞在施設（東京都帰宅困難者対策条例第 12 条第 1 項に規定する一時滞在施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、学校、民間ビル等の建築物において、帰宅困難者を受け入れるために必要となるスペース、防災備蓄倉庫及び設備等を整備する事業について、必要な助成を行い、緊急的な促進を図るための制度を確立し、もって帰宅困難者対策の推進を図ることを目的とする。

第 3 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 災害時拠点強靭化緊急促進事業

大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者に対応するため、この要綱において定めるところに従って実施される事業で、一時滞在施設に関する事業をいう。

2 協定

大規模災害発生時の帰宅困難者の受け入れを行う一時滞在施設の所有者又は管理者と、当該一時滞在施設の存する地方公共団体との間において、帰宅困難者の受け入れ人数のほか、一時滞在施設であることについての情報提供や帰宅困難者の誘導の方法を含む帰宅困難者の受け入れに関する事項について定めた取決めをいう。

3 都市再生安全確保計画等

都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 19 条の 15 に規定される都市再生安全確保計画及び都市安全確保促進事業制度要綱（平成 24 年 6 月 14 日付国都まち第 21 号）第 2 条第 2 項に規定するエリア防災計画をいう。

4 國土強靱化地域計画

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する國土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 13 条に規定する國土強靱化地域計画をいう。

5 帰宅困難者等

帰宅困難者のうち、次号に規定する通常在館者以外の者をいう。

6 通常在館者

平常時において、施設・建築物を利用するため当該施設・建築物に存する者と、これらの者にサービス等を提供するために当該施設・建築物に存する者をいう。

7 退避施設（受入スペース）

帰宅困難者等を受入可能なエントランスホール、ロビー、多目的ホール、集会場、貸会議室その他これらに類する建築物の部分又は建築物の敷地内の部分（風雨にさらされないよう措置されるものに限る。）をいう。

8 備蓄品

災害時に備えた食料、水、ブランケット及び簡易トイレをいう。

9 防災備蓄倉庫

前号に規定する備蓄品を保管するための倉庫をいう。

10 受入関連施設

災害時に使用する非常用発電機、給水関連設備（耐震性貯水槽、防災井戸等で、浄化設備、揚水機及び配管等を含む。）、マンホールトイレ又は非常用通信・情報提供施設等の施設をいう。

11 基礎事業

次に掲げる交付金又は補助金を受けて施設・建築物の整備を行うものをいう。

(1) 國土交通省所管の社会資本整備総合交付金その他の施設・建築物の整備に対する交付金又は補助金

(2) 復興庁所管の東日本大震災復興交付金

(3) 文部科学省所管の学校施設環境改善交付金、私立学校施設整備費補助金その他の学校施設の整備に対する交付金又は補助金

12 事業主体

災害時拠点強靱化緊急促進事業を実施する地方公共団体及び民間事業者等をいう。

13 評価方法基準

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく評価方法基準（平成 13 年國土交通省告示第 1347 号）をいう。

14 省エネ基準

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

第 4 補助対象事業

第 2 の目的を踏まえ、補助金の対象は、大規模発災時において帰宅困難者を受け入れるために付加的に必要となる次に掲げる事業とする。

なお、災害時に備えた施設整備のうち通常在館者のために必要となる分の工事費は補助対象外とする。

1 退避施設（受入スペース）の整備

2 防災備蓄倉庫の整備

3 受入関連施設の整備

第5 補助要件

補助対象となる事業は、次の各号に適合するものであること。

- 1 大規模災害発生時において、100人以上（既存の建築物を活用する場合にあっては、20人以上）の帰宅困難者を受け入れることに関して地方公共団体と協定を締結するものであること。
- 2 次のいずれかの区域内において整備されるものであること。
 - (1) 都市再生安全確保計画等に位置づけられた地域
 - (2) 国土強靭化地域計画や地域防災計画において帰宅困難者対策が位置づけられた地域
 - (3) その他大規模災害時に多数の帰宅困難者が見込まれることから帰宅困難者対策が必要であると地方公共団体が認める地域
- 3 次のいずれかに該当する耐震性を有するものであること。
 - (1) 新築する場合にあっては、構造躯体の倒壊等防止に関する基準に適合すること（評価方法基準第5の1の1－1に規定する耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の等級2に相当）又は免震構造若しくは制震構造の採用等により、地震被災時における躯体の保全に配慮していること。
 - (2) 既存の建築物を改修等する場合にあっては、旧耐震基準により建築されたものについては、地震に対して安全な構造とするための改修が行われるものであること。ただし、耐震診断等により地震に対して安全な構造であることが明らかなものを除く。
 - (3) 上記のほか、国又は地方公共団体が別に定める構造基準がある場合においては当該基準に適合すること。
- 4 通常在館者及び帰宅困難者等が、当該施設において3日間滞在するために必要となる備蓄品を保管可能な備蓄倉庫が確保されること。
- 5 通常在館者分の備蓄品を保管するための備蓄倉庫については、次のいずれかに該当すること。
 - (1) 基礎事業として国の交付金又は補助金を受けて整備されるもの
 - (2) 事業の実施前に基礎事業として国の交付金又は補助金を受けて整備されたもの
 - (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第45条の15第1項の規定による管理協定の締結等により、備蓄倉庫として適切に維持管理されると認められるもの
- 6 令和8年3月31日までに着手（基礎事業により国の交付金又は補助金を受けて設計等に着手した場合又は施設・建築物の設置等に関して法令に基づく許認可等を了した場合を含む。）された事業であること。
- 7 事業を実施しようとする2に規定する区域を対象として、都市再生特別措置法第19条の15に規定される都市再生安全確保計画及び都市安全確保促進事業制度要綱第2条第2項に規定するエリア防災計画が定められる場合にあっては、本事業により整備する一時滞在施設を当該計画に位置付ける等これらの計画と連携した取組を行うものであること。
- 8 新築の住宅及び建築物は、原則として省エネ基準に適合すること。
- 9 協定を締結した地方公共団体が定める帰宅困難者対策事業と連携した取組を行うものであること。

第6 補助金の額

この補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、交付額は次の1から4までの方法により算出した額とする（ただし、建築物の躯体工事（原則として建築確認申請を伴うもの）を伴うものに限る。）。

- 1 次表第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選択する。
- 2 1により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 次表に掲げる施設・設備については帰宅困難者受入用と通常在館者用を別々に整備することを要しないが、その整備費については、帰宅困難者と通常在館者の人数比でん分することにより算出することを基本とする。

1 種別	2 基準額	3 対象経費
退避施設（受入スペースの整備）	知事が定める額	帰宅困難者等の円滑な受入れのため付加的に必要となるスペースを区画する工事及び当該スペースに至る経路の段差解消等の工事に要する費用（専ら帰宅困難者等を受け入れるためのスペースを付加的に整備する場合にあってはその工事に要する費用を含む。）
防災備蓄倉庫の整備		帰宅困難者等の受入れに伴い付加的に必要となる備蓄倉庫の工事に要する費用
受入関連施設の整備		帰宅困難者等の受入れに伴い付加的に必要となる非常用発電機、給水関連設備（耐震性貯水槽、防災井戸等で、浄化設備、揚水機及び配管等を含む。）、マンホールトイレ、非常用通信・情報提供施設等の施設を設置するための工事に要する費用（付随して必要となる設備配管等の整備費や追加的に給水関連設備を整備する場合の整備費を含む。）

第7 補助金の交付の申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ知事の指定する日までに、別紙第1号様式による交付申請書を知事に提出しなければならない。

なお、補助対象事業又は補助対象事業を含む建設工事の施工が複数年度にわたる場合には、初年度の補助金の交付の申請までに、当該建設工事に係る事業費の総額及び補助事業の完了の予定期日等について別紙第2号様式による全体設計承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

第8 補助金の交付の決定

- 1 知事は、第7の規定による補助金の交付の申請があったときは、交付申請書及び関係書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をする。
- 2 前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

第9 決定の通知

知事は、第8の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請者に通知する。

第10 申請の撤回

申請者は、第9の規定による補助金の交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後、知事が指定する期日までに、申請の撤回をすることができる。

第11 交付の条件

この補助金の交付条件は、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に基づき次のとおりとする。

1 事情変更による決定の取消等

- (1) 知事は補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくは条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、すでに経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。
- (2) (1)の規定により補助金の交付の決定を取り消すことがある場合は、天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認める場合に限る。
- (3) (1)の規定による補助金の交付決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、補助事業に係る残務整理に要する経費及び補助事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費に係る補助金を交付する。
- (4) (3)の規定による補助金の額の、経費の額に対する割合その他その交付については、(1)の規定による取消に係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

2 承認事項

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ、以下のとおり書面を提出し承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

別紙第4号様式による補助金交付決定変更申請書に変更工事設計書を添えて知事に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

軽微な変更とは、次の各号に掲げる変更で、補助金の額に変更を生じないものとする。

ア 工事施工箇所の変更で工事の重要な部分に関するもの以外のもの

イ 施設の構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分に関するもの並びに規模の変更で、補助金の交付の決定の基礎となった設計（変更設計を含む。）に基づく工事の程度を著しく変更するもの以外のもの

ウ 本工事費、附帯工事費の工種別の金額の3割（当該工種別の金額の3割に相当する金額が9,000千円以下であるときは9,000千円）又は30,000千円を超える変更以外のもの

エ その他知事が認めるもの

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

別紙第3号様式による補助金交付決定取消申請書を知事に提出しなければならない。

(3) 補助事業の完了予定日を変更しようとするとき。

別紙第5号様式による補助事業完了予定期日変更報告書を知事に提出しなければならない。

3 事故報告等

(1) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合においては、速やかに補助事業者等をしてその理由その他必要事項を書面により報告しなければならない。

(2) (1)の報告に基づき、必要な指示を与えられた場合は直ちにその指示に従わなければならぬ。

4 状況報告

知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要があるときは、補助事業者等をして、補助事業の実施状況、経理状況及びその他必要な事項について、報告を徵し、又は検査を行うことができる。

5 補助事業の遂行命令等

(1) 知事は、補助事業者が提出する報告、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、これらに従つて当該補助事業を遂行するよう命ずる。

(2) 補助事業者が(1)の命令に違反したときは、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

(3) (2)の規定により補助事業の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、9 の規定により当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

6 実績報告

(1) 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は都の会計年度が終了したときは、あらかじめ知事の指定する日までに、別紙第 6 号様式による事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

なお、補助事業が複数年度にわたる場合、都の会計年度が終了したときには、あらかじめ知事の指定する日までに、別紙第 7 号様式による年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。その際、残存物件を翌年度当該補助事業に使用する場合は、別紙第 8 号様式による残存物件継続使用承認申請書を知事に提出しなければならない。その他残存物件の取扱いについては、「補助事業等における残存物件の取扱いについて」（昭和 34 年 3 月 12 日付建設省会発 74 号建設事務次官通達）及び「公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて」（昭和 34 年 4 月 15 日付建設省住発第 120 号住宅局長通達）の定めるところによるものとする。

(2) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 30 条の規定により課税標準額に対する消費税額から控除する課税仕入に係る消費税額（以下「仕入控除税額」という。）が確定した場合は、別紙第 9 号様式により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事が仕入控除税額相当分の全部又は一部の返還を命じたときは、補助事業者は、これを返還しなければならない。

7 補助金の額の確定等

知事は、6 の規定により実績報告を受けた場合においては、当該事業実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

8 是正のための措置

知事は、7 の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこ

れに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。

なお、6の規定は、この命令により補助事業者が必要な処置をした場合について準用する。

9 決定の取消

(1) 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

(2) (1)の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

10 補助金の返還

(1) 知事が補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業者が補助事業の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金を受領しているときは、知事の指定する日までに取り消された金額を返還しなければならない。

(2) 交付すべき補助金の額を確定した場合において、補助事業者がすでにその額を超える補助金を受領しているときは、知事の指定する日までにその超える部分の金額を返還しなければならない。

11 違約加算金及び延滞金

(1) 9の規定により、知事が補助金の交付の決定の全部又は一部の取消をした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(2) 知事が補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

12 違約加算金の計算

補助金が二回以上に分けて交付されている場合における11(1)の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

また、知事が11の規定により、加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

13 延滞金の計算

知事が11(2)の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、補助事業者が返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額はその納付金額を控除した額によるものとする。

14 維持管理

補助事業者は、補助事業により取得した機器等については、補助事業終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならぬ。

15 財産処分の制限

補助事業者は、補助事業により取得した機器等について、一時滞在施設に指定されている期間中、知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

第12 補助金の支払い

補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

第13 経理書類の保管

補助事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しておかなければならぬ。

第14 書類の様式及び提出方法

- 1 書類の様式は、別に定めるとおりとする。
- 2 前項に規定する書類のうち補助事業者が申請又は報告等すべきものについては、知事に1部提出するものとする。
- 3 次の号に掲げる手続き及び事務については、Jグランツを使用する方法により行うことができる。
 - (1) 第7、第10、第11及び第12において、申請者又は補助事業者が知事に申請又は報告等すべきものの書類の提出
 - (2) 第9、第10及び第11において知事が申請者又は補助事業者に通知する書類

附 則

この要綱は、平成28年1月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月27日から施行し、同月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

1 施行期日

この要綱は、令和4年4月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

2 経過措置

この要綱の施行の際、設計等に着手している事業については、なお従前の例によることがある。

附 則

1 施行期日

この要綱は、令和6年4月10日から施行し、同年4月1日から適用する。

2 経過措置

この要綱の施行の際、設計等に着手している事業については、なお従前の例によることがある。

きる。